

同時発表：関東運輸局

令和4年4月15日  
自動車局旅客課

## 川崎市交通局の路線バスの上限運賃変更に関するパブリックコメントを実施します

川崎市交通局より、道路運送法第9条第1項に基づき、路線バスの上限運賃の変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、別紙意見公募要領にて御意見を募集します。

## 1. 運賃改定の申請概要について

(1) 申請日：令和4年3月29日（火）

(2) 申請事業者：川崎市交通局（神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地）

(3) 申請内容（現行・申請運賃額）

普通旅客運賃 (均一運賃)		現行	申請
大人	現金	210円	<u>220円</u>
	ICカード	210円	<u>220円</u>
小児	現金	110円	110円
	ICカード	105円	<u>110円</u>

定期旅客運賃 (市バス全線)		現行	申請
通勤	1箇月	9,450円	<u>9,900円</u>
	3箇月	26,930円	<u>28,220円</u>
	6箇月	51,030円	<u>53,460円</u>
通学（甲） 中学生以上	1箇月	7,430円	<u>7,300円</u>
	3箇月	21,180円	<u>20,810円</u>
	6箇月	40,120円	<u>39,420円</u>
通学（乙） 小学生まで	1箇月	2,430円	<u>2,400円</u>
	3箇月	6,930円	<u>6,840円</u>
	6箇月	13,120円	<u>12,960円</u>

(4) 実施予定日

令和4年10月1日

## 2. 乗合バスの運賃及び料金の認可について

乗合バスの運賃・料金は、道路運送法第9条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされています。

## 3. パブリックコメントの意見提出について

別紙意見公募要領をご確認の上、ご意見をご提出願います。

連絡先 国土交通省自動車局旅客課 佐藤、笠井  
TEL:03-5253-8111(内線41204,41233)  
TEL:03-5253-8568(直通)  
FAX:03-5253-1633

川崎市交通局の路線バスの上限運賃変更認可申請  
に関する意見募集について

令和4年4月  
国土交通省自動車局  
旅客課

令和4年3月29日に、川崎市交通局から路線バスの上限運賃変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から御意見を聴くために、下記の要領で御意見を募集いたします。

《意見公募要領》

1. 意見募集の対象

川崎市交通局の路線バスの上限運賃変更認可申請について

2. 意見募集期間

令和4年4月15日（金）～令和4年4月28日（木）（必着）

3. 意見送付方法

次のいずれかの方法で送付してください。

（1）電子メールの場合（テキスト形式で氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見（ご意見、理由）を記載の上、送信してください。

電子メールアドレス hqt-ryokaku\_pc@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局旅客課 宛

※ 件名には「川崎市交通局の上限運賃変更認可申請」と明記して下さい。

（2）FAXの場合

別添の意見提出用紙に必要事項をご記入の上、送信してください。

宛 先：国土交通省自動車局旅客課 乗合バス担当 宛て

FAX：03-5253-1636

（3）郵送の場合

別添の意見提出用紙に必要事項をご記入の上、郵送してください。

宛 先：国土交通省自動車局旅客課 乗合バス担当 宛て

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

※ 封筒の裏面等に「川崎市交通局の上限運賃変更認可申請」と明記してください。

#### 4. ご意見の提出にあたっての注意事項等

- ① 頂いたご意見につきましては、内容を検討の上、処分する際の参考とさせていただきます。頂いたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ② 電話によるご意見は受付できませんので、予めご了承ください。
- ③ 頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。

